

平成28年度  
第1回  
定期監査報告書

(健康福祉部)  
福祉総務課  
生活福祉課  
高齢介護課  
障がい者福祉課  
健康課  
臨時福祉給付金担当

青梅市監査委員

## 定期監査報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

健康福祉部 福祉総務課、生活福祉課、高齢介護課、障がい者福祉課、健康課、臨時福祉給付金担当

#### 2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された財務に関する事務

#### 3 監査の期間

平成28年10月13日から平成29年1月26日まで

説明の聴取 平成28年12月22日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、前記1、監査の対象に掲げる課の所管する財務に関する事務が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査および関係職員からの説明聴取を実施した。

### 第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、各課の所管する財務に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

#### 1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

#### 2 予算の執行状況（平成28年9月30日現在）

##### (1) 歳入

（単位：円、％）

部	課	会計区分	予算現額 (千円)	調定額	収入済額	調定額に対する 収入率
健康福祉部	福祉総務課	一般	46,131	8,274,000	8,274,000	100.0
	生活福祉課	一般	3,889,159	2,421,656,045	2,212,896,403	91.4
	高齢介護課	一般	218,989	139,800,630	138,069,334	98.8

部	課	会計区分	予算現額 (千円)	調定額	収入済額	調定額に対する 収入率
健康福祉部	高齢介護課	介護保険	8,491,151	4,551,756,990	3,428,478,688	75.3
	障がい者福祉課	一般	2,446,449	264,571,109	262,504,392	99.2
	健康課	一般	84,482	13,691,359	13,467,759	98.4
	臨時福祉給付金担当	一般	537,120	429,580,000	429,580,000	100.0

※臨時福祉給付金担当の歳入予算現額は、千円未満切り捨て

(2) 歳出

(単位：円、%)

部	課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する 執行率
健康福祉部	福祉総務課	一般	111,751,000	60,650,170	54.3
	生活福祉課	一般	4,818,320,000	2,344,509,544	48.7
	高齢介護課	一般	1,655,016,000	348,490,908	21.1
		介護保険	8,334,031,000	3,293,910,737	39.5
	障がい者福祉課	一般	3,403,733,000	1,619,277,615	47.6
	健康課	一般	661,178,000	205,953,675	31.2
		国民健康保険	209,510,000	46,711,868	22.3
		後期高齢者医療	99,618,000	31,127,579	31.3
	臨時福祉給付金担当	一般	536,704,800	373,688,830	69.6

3 要望等

各課に対する要望等については、以下のとおりである。

(1) 福祉総務課

福祉総務課の主な業務は、地域福祉に関すること、民生委員およ

び児童委員に関すること、社会福祉協議会に関すること、災害見舞金等の支給に関すること、戦没者遺族に関すること、原爆被爆者の援護に関すること、その他日本赤十字社および共同募金会に関すること等である。また、社会福祉法人の認可、指導検査等に関する業務も所掌しており、平成25年度から行っている社会福祉法人の指導検査については、市内37法人の運営状況の検査を実施し、財務諸表等の検査においては公認会計士のアドバイスを受けながら、関係法令や規定にもとづき公平・公正な検査に努めている。

少子高齢化、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会をとりまく環境が変化している中、誰もが住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう、今後も民生委員や社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を支える人々や各種団体等への的確な支援を望むところである。

なお、個別事項については、次のとおりである。

#### ア 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を営めるように保護し支援する制度であり、成年後見活用あんしん生活創造事業については社会福祉協議会に委託されている。

従来から社会福祉協議会では、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を実施する「地域福祉権利擁護事業」を「権利擁護センターおうめ」として実施されているところである。今後、社会福祉協議会による法人後見も含め、成年後見制度の活用を推進するに当たり、市民からの相談窓口として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度がより一層わかりやすいものとなるよう、その名称についても検討されたい。

今後、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増加することなどにより、成年後見制度のニーズも増えることが予想される。市政総合世論調査における成年後見制度の認知状況も踏まえ、当制度の積極的な周知に努められ、事業の定着化を図られたい。

#### イ 成年後見活用あんしん生活創造事業委託料の執行について

青梅市社会福祉協議会と委託契約を結んでいる「成年後見活用

あんしん生活創造事業委託料」については、当年度分の予算額全額を概算払により年度当初に一括払いする契約となっており、平成28年4月に執行されている。この委託料については、成年後見制度の充実を図るための人件費、事務費、事業費であるが、そのうちの90%は人件費である。当該制度が円滑に運営されていくには、まだまだ課題があると思われるが、人件費を前払することは、資金支出の実態からは適当でなく、今後は事業の計画等を確認したうえで、他の委託料と同様に年4回程度の分割払にすることを検討されたい。

## (2) 生活福祉課

生活福祉課の主な業務は、生活保護に関すること、市独自の援護施策に関すること、生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援および住居確保給付金の支給に関することである。

今後、高齢化が進む中、生活保護世帯の増加も予測されるため、保護に至る前での支援の強化、保護からの自立促進対策の強化が不可欠である。これまでも生活保護からの自立支援対策に取り組まれてきたところであるが、更なる対策の強化に取り組まれない。

なお、個別事項については、次のとおりである。

### ア 保護費の取扱いについて

多額の生活保護費を扱う生活福祉課においては、ケースワーカーは直接現金に触れることなく、経理係により慎重に保護費の取扱いが行われている。また、日頃から、課内でのモラル向上にも取り組まれているところである。

今後も、適正な管理を継続されたい。

### イ 生活困窮者自立支援法における事業の着実な実施について

生活困窮者自立支援法における基本事業として、平成27年度から自立相談支援事業と住居確保給付金の支給が行われており、支援プランの作成や就労支援等により、生活保護への移行回避や自立支援に一定の効果を上げているところである。

今後は、他市の状況等も踏まえ、法にもとづく任意事業を展開していくとともに、一層、関係各課との連携を図り、効果的な事業として実施されるよう要望するものである。

### (3) 高齢介護課

高齢介護課の主な業務は、高齢者に関する各種支援に関すること、福祉センターや地域保健福祉センターに関すること、高齢者クラブの育成、シルバー人材センターに関することなどのほか、介護保険制度にもとづく介護保険事業に関する業務を所掌している。

青梅市の高齢化率は、平成29年1月1日現在 28.07%であり、平成37年には、団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者になり、市民の3人に一人が、高齢者となることが見込まれている。高齢化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加していくものと予想され、これまで以上に保健・福祉・医療サービスの連携や、高齢者を地域で支え合う仕組みの充実が求められているところである。

現在、平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け体制作りが進められているとのことで、青梅市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進されるとともに、元気な高齢者が地域社会の主役として、健康で生きがいを持って暮らし続けていけるよう、元気高齢者への施策の充実についても望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりである。

#### ア 敬老会について

青梅市の敬老会については、毎年、総合体育館にて、75歳以上の高齢者を対象に地区ごとに借上バスで送迎する方法により、ふれあい・親睦の場、踊りや合唱の披露の場として、午前・午後の2部制で開催されており、平成28年度は対象者の約15%、2,302人の方が参加され、好評であったとのことである。

しかしながら、8割を超える方が参加されていない状況があり、平成25年度に65歳以上の高齢者の1割を対象に実施されたアンケートでは17.9%の方が参加を希望され、どちらともいえないと回答された方が24.3%、参加を希望しないと回答した方は、35.3%、無回答22.5%であった。

総合体育館での座席数にも若干の余裕があるとのことだが、より多くの高齢者が参加できる方法あるいは行事について、他の自

治体における敬老行事の開催状況なども参考に検討されたい。

イ 老人センター、地域保健福祉センターの今後の運営について

老人センター、小曾木および沢井の地域保健福祉センターについては、高齢者の健康増進、介護予防、交流の場として活用されているところである。しかしながら、各施設においては入浴施設を中心に利用者の固定化が見受けられ、また、施設の老朽化に伴い、今後多額の改修費用、更新費用が必要とされるところである。

厳しい財政状況の中、施設の更新や今後の運営に関しては、現在策定が進められている青梅市公共施設等総合管理計画に沿って検討されていくことになるが、利用状況や必要な機能等を十分精査し、費用対効果の点で、広く高齢者の生活に資する施策への転換も視野に入れ、その必要性等について検討されたい。

ウ 在宅介護支援センターと地域包括支援センターについて

在宅介護支援センターは、老人福祉法にもとづき平成6年度から委託により2事業所が設置され、見守りが必要な高齢者の実態把握、公的な保健・医療・福祉サービスなどの広報とその利用啓発、在宅介護に関する各種相談の対応、公的な保健・医療・福祉サービスの適用に際しての調整や訪問介護指導などの役割を担っている。

また、地域包括支援センターは、介護保険法にもとづき平成18年度から設置され、高齢者や家族からの相談にもとづき、介護保険サービスや様々な制度等の利用につなげる総合相談支援、高齢者の尊厳ある生活を可能とする権利擁護および虐待対応の拠点、生活機能の低下している高齢者や要支援高齢者を対象とした介護予防ケアプランの作成、困難事例に関する地域のケアマネージャー支援等の役割を担っており、高齢介護課内および委託2事業所の合計3か所が設置されている。

在宅介護支援センターと地域包括支援センターは、それぞれ根拠法令により果たす役割が決められており、また対象となる圏域も異なっているが、地域における高齢者の見守りや相談等、一部両施設における事業に重複する部分もある。

住み慣れた地域で高齢者が自立して暮らせるまちの実現を目

指し、地域包括ケアシステムが構築され、総合的かつきめ細やかな生活支援サービスの充実が図られるよう、国等の動向や先進市町村の状況も注視され、各支援センター事業については、一本化も含め、より効率的、効果的な実施方法を検討されたい。

#### (4) 障がい者福祉課

障がい者福祉課の主な業務は、身体障害者、知的障害者、精神障害者および難病患者の支援に関すること、自立センター、しろまえ児童学園、障がい者サポートセンター、障害者就労支援センターに関することなどである。

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、また同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、さらに平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されるなど、法整備の状況を踏まえ、現在は第4期青梅市障害者計画・障害福祉計画にもとづき、各種施策が推進されているところである。今後も、障害者のニーズに適切に対応できるよう、支援体制やサービス体制の充実を図られたい。

なお、個別事項については、次のとおりである。

##### ア 障害者日中活動系サービス推進事業について

障害者日中活動系サービス推進事業は、障害者総合支援法にもとづく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を実施するもので、市内の事業所に対して運営費の補助が行われている。各事業所では、障害者が地域社会の中で安心して生活し、また、自立していけるよう支援するサービスの提供が行われており、当該補助金は事業所の運営を安定化させる重要な役割を果たしているところである。

当該事業の円滑な推進のためにも、補助金の支出に当たっては、福祉サービス第三者評価のチェックや他の補助金と同様に申請や実績報告の的確な審査を継続されるとともに、今後、障害者の高齢化、重度化がますます進む中、介護保険法の適用年齢（65歳）に到達後も、必要な障害福祉サービスが受けられ、障害者総合支援法と介護保険法の狭間で、障害者の生活に不利な状況が生じな

いよう、適切な対応を望むところである。

#### イ 障害者就労支援センター事業について

障害者に対して、身近な地域において就労と生活の支援を一体的に提供することにより、一般企業への就労の促進および生活の質の向上を図り、もって障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、障害者就労支援センターが設置され、現在、委託により就労支援コーディネーター2名と生活支援コーディネーター2名で業務に当たっている。平成27年度は101名の方が登録し39名の方が就職されているが、18名の方が離職されており、就職後の継続的な支援が必要とされているところである。

このような中、平成28年度は担当課と受託事業者の間で年3回の情報連絡会を開催し、ジョブマッチングによる精神障害者の雇用拡大、ジョブコーチの活用による職場定着、障がい者サポートセンターとの連携による発達障害者の就労支援の向上等の重点課題について報告を受けるとともに、運営状況について協議されているところである。

障害者の就労支援については、福祉の専門性と雇用の専門性を持って当たることが大切である。障害者個々の状況に寄り添った効果的な就労支援が実施されるよう、当該事業の推進に当たっては、そうした専門家のアドバイスを受けることにより、一層効果的な就労支援を行うとともに、委託事業者の選考や事業評価の実施に活かされるよう検討されたい。

#### ウ 放課後等デイサービス事業の充実について

平成27年度における放課後等デイサービス給付費は、対前年度比70%以上の増となっており、ニーズが多いことが伺える。民間事業者の参入もあり、実施事業所も増加しているが、利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援内容も多種多様であり、支援の質の観点からも事業所により差異が指摘されているとのことである。

支援の提供や事業運営の基本事項について国が定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を活用され、各事業所の自己評価を把握するとともに、事業所への指導を含め、東京都と連携しな

がら積極的に運営内容をチェックし、障害児の生活能力向上のため当該事業の充実に努められたい。

#### (5) 健康課

健康課の主な業務は、市民の健康および医療体制の確保に関すること、健康増進法にもとづく各種健康診査に関すること、健康センターにおける総合健康診査（人間ドック）に関すること、予防接種および母子保健に関すること、特定健康診査および特定保健指導に関することなどである。

現在、第3次青梅市健康増進計画、第2次青梅市食育推進計画等にもとづき、各種施策が推進されているところであるが、今後も各種保健事業の充実を図り、生活習慣病による医療費の増大や要介護者の増加などに対処するためにも、様々な機関と連携を図りながら、市民一人ひとりの健康づくりを支援されるよう望むところである。

なお、個別事項については、次のとおりである。

##### ア 災害時の医療救護体制の整備について

健康課においては、災害発生後3日間に必要な医薬品等の備蓄について、青梅市医師会、薬剤師会および青梅市立総合病院薬剤部と協議し、購入すべき薬剤等について精査しているとのことである。

使用期限のある医薬品等の備蓄においては、日常使用しながら不足分を補填していく循環型の備蓄方法が検討されており、総合病院において「ランニング・ストック」として対応できる薬剤等については、購入後、総合病院において対応し、その他の薬剤についても、市が購入後、薬剤師会において、安全に保管、保存されるよう準備が進められている。

今後も青梅市医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図り、実際の災害時に医薬品等が不足することのないよう医療救護体制の整備を図られたい。

##### イ 健康増進計画における重点取組の推進について

第3次青梅市健康増進計画で、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防、慢性腎臓病の重症化予防の推進と健（検）診受診率の向上を重点取組としているが、国民健康保険加入者の特定健康診

査の受診率は近年確実に上昇しているものの、半数程度の受診率にとどまっている。生活習慣病の予防等に関する講演会を実施し、予防の周知の取組をしているが、今後については、医師会等に協力をいただくことにより、より多くの市民へ予防の啓発と周知を図られたい。

また、講演会等により市民の病気についての認識を高めるとともに、自治会や高齢者クラブ等の各種団体への一層の呼びかけ等も含め、健診勧奨を行うことにより受診率の向上を図り、ひいては将来的な医療費等の削減と健康寿命の延伸につなげられたい。

#### (6) 臨時福祉給付金担当

臨時福祉給付金担当の主な業務は、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、平成26年度から給付されている臨時福祉給付金の給付に関する事で、庁内に臨時福祉給付金等給付事業推進本部が設置され、対象者に確実にかつ早期に支給できるよう努められているところである。

平成28年度は、住民税非課税者や年金生活者等を対象とした臨時福祉給付金の給付が実施され、今年度末からは新たに経済対策分としての臨時福祉給付金の申請受付が予定されている。

これまで各課の協力を得ながら、滞りなく事業を実施されてきているが、支給対象者の申請率が80%程度の支給にとどまった給付金もあり、今後も対象者へのより一層の周知を図り、引き続き確実にかつ早期に支給できるよう努められたい。